

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第22条第3項の規定に基づき、令和6年9月2日付け京都市達都住政第9号により以下のとおり命令しましたので、法第22条第13項及び京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例第15条第3項の規定に基づき、公示します。

令和6年9月2日

京都市長 松井 孝治

1 命令を受けた者の氏名及び住所

秦 善晴

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町261番地の2

2 当該特定空家等の所在地

京都市中京区河原町通三条下る二丁目山崎町258番30

3 管理不全状態の内容

当該特定空家等は、法第2条第2項に規定する「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」である空家等であり、なおかつ、屋根の崩落、柱の腐朽など、劣化が著しく進行しており、倒壊や強風による建築部材の飛散などにより、周辺住民へ危害を及ぼすおそれが特に高い状態である。

4 命令の内容

(1) 措置の内容

当該特定空家等の除却又はこれに相当する措置

(2) 措置の期限

令和6年11月5日

(都市計画局住宅室住宅政策課)